

令和 元年

第3回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和元年5月31日

閉会：令和元年5月31日

福岡県東峰村議会

令和元年 第3回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和元年5月31日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和元年5月31日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和元年5月31日 11時56分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	欠	2番	梶原 光春	欠
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

8名

欠席議員

1番 梶原伯夫議員	2番 梶原光春議員
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	佐々木孝	総務課長	眞田秀樹
企画政策課長	日野正	保健福祉課長	岩橋一成
建設水道課長	大塚健司	災害対策室長	野寄和秀
住民税務課長	室井英信		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	城辰也		

村長提出議案の題目

議案第19号	東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	工事請負契約の締結について
議案第21号	工事請負契約の締結について
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
5番 高橋弘展議員 6番 高倉寛視議員

第3回 東峰村議会臨時会会議録

令和元年5月31日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和元年 第3回東峰村議会臨時会議事日程

令和元年5月31日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第19号 東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第21号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、8名です。 定足数に達しておりますので、令和元年第3回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 5番 高橋弘展議員、6番 高倉寛視議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 本臨時会の会期は、本日5月31日の1日間にしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より、議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。 本日ここに、令和元年第3回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにたいへんお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。 さて、早いもので5月1日から令和の元号となり、早くも1カ月となりました。令和の時代が、差別をはじめ災害や地域間の紛争のない、安全で安心して生活ができる時代になることを心から祈念をする次第であります。 また、一昨年の九州北部豪雨から1年11カ月が過ぎようとしております。災害復旧工事は着実に一步一步ではありますが進捗をしている状況です。 しかし、既に屋久島の記録的な豪雨の発生など、今年も油断ができない梅雨が予想されますので、昨年から取り組んでまいりました防災マップや本年から取り組んでおりますマイ・タイムラインの実施、検証する中で、二度と村民の皆様の尊い命が失われることのないように、安心・安全を最優先に防災体制をしっかりと取り組む所存です。 また、日田彦山線の早期復旧に関しましても、JR九州は民営化されたことを理由に、鉄道での復旧に関しては被災した沿線自治体に1.6億円もの財政負担を要求するなどの厳しい姿勢を貫いています。 東峰村にとって日田彦山線は通勤通学、通院、買い物など生活に欠かせない鉄道で</p>

あり、さらに工事関係者の尊い多くの命の上に完成した鉄道でもあり、先人から引き継いだ貴重な財産でもあり、美しい景観、風景でもあります。何としても鉄道での復旧をさせるためにも、議員各位とともに取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、本臨時会に執行部から提案をしております、議案等について説明を申し上げます。

本臨時会には、条例の制定について1件、工事請負契約の締結について2件、専決処分の承認について4件、計7件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

議案第19号、東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和元年6月に支給する村長及び副村長の給与について、村長40%、副村長10%を減額するために、東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正するものです。

議案第20号、工事請負契約の締結につきましては、古民家ゲストハウス建築工事の契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第21号、工事請負契約の締結につきましては、竹布川河川災害復旧工事の契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

承認第6号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ公布・施行されることに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第7号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、国民健康保険法施行規則の一部を改正する政令が公布・施行されたことに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましては、令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

承認第9号、専決処分の承認を求めることにつきましては、令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、私からの提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

議 長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	

議 長	<p>日程第5 議案第19号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第19号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和元年5月31日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、令和元年6月に支給する村長及び副村長の給与について、村長40%、副村長10%を減額するために、東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>減額につきましては、2月にありました職員の不祥事の関係で、村長、副村長、道義的な責任を取りたいということで、議会のほうに説明しておりました案件についての条例改正案の提出でございます。</p> <p>内容につきましては、3ページをお願いいたします。</p> <p>まず、条例の名称につきまして東峰村長と書いておりましたが、これを東峰村特別職の給与の減額に関する条例に改正するところです。</p> <p>第1条につきましては、平成33年を令和3年と、元号の改正により読み替えを行う改正の部分でございます。</p> <p>次に、第2条を追加しております。</p> <p>第2条、令和元年6月1日から令和元年6月30日までの間における東峰村長及び副村長の給料月額、前条の規定にかかわらず、東峰村特別職の職員の給与に関する条例第3条に定める給料月額の支給にあたっては、給料月額から、給料月額に、当該職に適用される次の表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。</p> <p>村長100分の40、副村長100分の10。</p> <p>これにつきましては、既にもう第1条で、村長は20%の減額を現在行っております。それに加えた20%の減額を行うということで、条例の条文といたしましては、第2条により、6月に支給する分については第1条の適用を外し、村長が40%、20%プラス20%の減額を行うという、6月に限りですね、条文を追加しているものでございます。</p> <p>次が、第3条は、第2条が追加されましたので、前条が第1条とですね、読み替えた部分でございます。</p> <p>附則、この条例は、令和元年6月1日から施行する。</p> <p>第3条でございますが、村長の期末手当につきましては、20%減額後の基準額に基づいて期末手当を支給しております。今回第2条に基づく減額につきましては、ちょうど6月が期末手当の支給月でございますが、この分の20%、10%、第2条に基づく分については、期末手当の基礎額として適用しないという部分で第3条の条文がですね、そのまま第1条に係って生きるという形になっているところでございます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第19号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>これから質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>これは、副村長は10%、村長は40%、これは条例か何か規定があるんですか。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>これ自体がですね、条例でございます。</p> <p>給与条例に合わせて29年10月に、この2割減額する条例を制定をさせていただきました。</p> <p>今回、この臨時会におきまして、村長につきましてはさらに20%、副村長が10%の減額の条例の改正ということで、条例を制定をさせていただくものでございます。</p>
議 長	<p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>これは、副村長が10%減額なら、村長であれば20%、ここ辺りが適当であるというふうに私は思っております。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>泉議員さんご指摘のとおり、今回の条例の改正につきましては、村長が20%の減額、副村長が10%の減額の条例でございます。</p> <p>これまでですね、29年、村長第2期の就任しましたときに、2割の減額4年間行うという形にしておりますので、条例につきましては40%と書いておりますが、実際今回の減額につきましては、村長は20%ということでご理解いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>その文章には書いとるけど、40%と書いとるけど、実質は20%ということは、私、理解に苦しみますが、どんなふうになるんですか。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>既に第1条、この条例の改正の原文につきましては、第1条に基づいて20%の減額を行うという形にしております。</p> <p>それに追加して20%の減額を行うという条文にしますと、ちょっと条文を作ってますね、非常に分かりにくいという部分があったので、6月の期間につきましては、村長の減額については、第1条の規定の期間中ではありますが、それにかかわらず第2条に基づいて20+20の40%を減額するという形で、条例の改正を行っているものでございます。</p>
議 長	<p>他に、質問はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>反対の討論を行います。</p> <p>先ほども言われますようにね、副村長は10%、村長は40%、いろいろ言っていますが、非常に聞き苦しいと、見苦しいと、我々は、頭の悪い人は読みにくいと。</p> <p>そういうことでピシッとあるべきだと、書くべきだというふうに思いまして、この議案に反対を行います。</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第19号「東峰村長の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例の制定に</p>

	<p>ついて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第20号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>5ページをお願いいたします。 議案第20号「工事請負契約の締結について」 古民家ゲストハウス建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。 令和元年5月31日提出、村長名でございます。 1 契約の目的 古民家ゲストハウス建築工事 2 契約の方法 一般競争入札 3 契約の金額 6,490万円 4 契約の相手方 福岡県飯塚市有井354-21庄内ビル1階 株式会社 南里住建 代表取締役 南里一仁 工期 令和元年11月30日まで 工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山5430番地地内 工事の概要、概要につきましては、お手元にお配りの平面図のほうで説明したいと思っております。 建築主体 宿泊棟の延べ床面積が153㎡、木造平屋建てでございます。 それから、平面図の中央辺りが土間で、食事等のスペースになっております。 右側が和室で2間、7.7畳半と10畳となっております。 それから、右側が寝室の1間になっております。 それから、左側のほうが洗面室、それから浴室となっております。 1枚めくっていただきまして、立面図になりますが、こちらの屋根につきましては、既設の鋼板葺きを洗浄するというような工法で計画しております。 簡単でございますが、以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。 議案第20号「工事請負契約の締結について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>数点質問させていただきたいと思っております。 なかなかゲストハウスの工事入札がうまくいかない部分で、ようやく入札が落ちたなところであるかと思っております。 3月定例会の折にも数点、進捗等について質問させていただいた部分の少し確認というところで、その際、4月に一般競争入札を行って5月着工、そして9月竣工という形で、課長のほうがですね、担当課のほうが説明されていたと思っております。 今回、4月に告示をされて、入札自体が5月で、着工が6月、そして竣工が11月末ということに、少し後ろのほうにずれております。 3月定例会の折から遅れたと言いますか、ずれた理由について、もし具体的な部分、</p>

	説明できましたらお願いします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	予算につきましてが新年度予算で計上ということになりましたので、着工につきましては、新年度4月からの執行ということで期間のほうが遅れているというか、新年度からの執行ということになっております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ここで1回質問を使いたくなかったんですが、この拠点整備事業自体は3月補正で、平成30年度予算だったと思いますが、今の回答は違うかなと思います。すみません、確認の意味で。
議 長	村長
村 長	高橋議員のおっしゃるとおり、これは補正で行っておりますので、当然、30年度の予算で施工ができるということです。 延長につきましては、まずは設計審査をやった期間がありました。それで、一般競争入札にかけるためにはそれなりの日数が要ります。それを経まして、入札にかけたという形で遅れたものであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	また別の質問でですね、3月定例会の折に、今までなかなか設計の見積もり額と施工業者の見積額との開きという部分でですね、今回設計変更を繰り返し行った折に、今の災害工事が続く実情であったり工賃、単価の上昇部分とかですね、そういう実情が加味されているかという部分質問させていただいて、その折に担当課のほうからは、現状設計変更のところでは今その辺を、実情を見越した上で見積もりしているという回答がありました。 最終的な部分として、今回の最終設計、平面図出てきておりますが、設計の見積もり等が、今のこの東峰村周辺の実情を加味されたものだったのか、そして予定価格自体設定されておりますけれども、その辺も加味された部分だったかどうか、確認をさせていただきたいと思います。
議 長	村長
村 長	当然、新年度に入っの工事でありますので、そういった部分も加味された積算等になっているということであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	最後の質問をさせていただきます。 最終的に、今回南里住建という会社が落札をされた形になります。 ちょっと調べさせていただくと、そこまで資本金が大きくなく、できてからも年数が経ってないということで、確認の意味で、この南里住建さんがこれまでに古民家の改修等を行われた実績があるか、そして併せまして、宿泊施設の建設若しくはリフォーム等の経験がおりかどうか調べられているかどうか、ご確認をさせていただきたいと思います。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	工事の経歴等につきましては、公共事業につきましては、福岡県の支援学校の改修工事、それから飯塚市のほうではトイレの整備、それから集会所の改修工事、一般であれば有料老人ホームの新築工事等、ある程度改修工事等は行っております。 古民家の改修工事等については、ちょっと確認はできておりません。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	このゲストハウスの件については、前年度からできなかったこともあろうと思います。

	<p>しかしながらですね、やっぱりこういう仕事についてはね、私、この議案見て初めて分かるわけですが。議会にもですね、協議会とか開いてですね、やっぱりこういうものをつくったらどうかという、今回はこういうものをつくるというですね、打ち合わせがいいのか協議会がいいのか分かりませんがね、今ここで議案を見て初めて私は知るわけです。</p> <p>だからこういうね、地元とは話してオッケーというようなことかもしれませんね。しかし、やっぱり議会にもですね、これらはですね、やっぱりある程度ですね、やっぱり勉強会かそういう何かしましてね、これでいいのかということをおね、もっと積極的に打ち合わせをしてほしいと。そうせな、このままいけば私は反対ですよ。</p> <p>だから、そういうようなですね、やっぱり私たちに言わなくても議長、副議長、いろいろ三役ございますが、四役ございますから、その人たちからやっぱり打ち合わせをして、その人たちから「泉君、こうかい」と言えば私のほうも納得する。</p> <p>何が何かさっぱり分からんでから、こげな議案出しても賛成できかねるというのがございますけど、こういう議員に説得というか、説得じゃない打ち合わせ、こういうものを、前回は引き続いてこういうものを今年度ぜひとも実現したいというような話は、協議会とか何かで話されたんですかね。</p>
議長	村長
村長	<p>この案件につきましては、もう3年ぐらい前からの話をさせていただいておるところであります。</p> <p>結果的に不落があったもんですから延び延びになって、それで産業建設常任委員会、そちらのほうにもご説明等は今まで十分に説明させていただいて、現在に至っていると解釈をしております。</p>
議長	4番 泉 守議員
4番	<p>今、村長からご指摘のようにね、3年もかかってでけんと。なお一層ですね、住民はつくってくれと言う、住民はつくってほしい、でも議会のほうはぎくしゃくしてそれができなかった、ね。</p> <p>やっぱこういうことこそ議会のね、やっぱりもう少しの理解が足らなかったと、私はこういうふうに思っております。</p> <p>そこ辺りはどうですかね、理解が私はもっと足りないと思いますけど、村長、そこ辺りどうですか。</p>
議長	村長
村長	<p>議会もありますでしょうけれども、執行部側といたしましても十分にその辺りの説明をやったのかと言いますと、議会の議員の皆さんが理解をできないから今まで否決をされてたのではないかと考えておるところであります。</p> <p>いずれにいたしましても今、泉議員がおっしゃるように、何をやるにいたしましても議会との説明責任、そういったところは果たしていき、そしてやはりこのまち・ひと・しごと地方創生総合戦略のお金を使ってこの村の活性化、それはぜひとも今後図っていきたいと思っておりますので、また議員の皆様方にはよろしく願いをいたしたいと思っております。</p>
議長	8番 大蔵久徳議員
8番	<p>議会としてもですね、去年の当初予算では否決でしたけれども、その後の6月では可決をして、今回も可決をしております。そういった感じで、ゲストハウスに対して反対じゃないということで、そこはちょっと確認するところですけど。それは今いいですけど。</p> <p>今回の一般競争入札について、質問いたします。</p> <p>こんなふうに泉さんも言われましたけど、ぽっと1社が出てきて、落札額が出てお</p>

	ります。 実際一般競争入札に何社が応募があって、予定価格がどのくらいで、落札率はどのくらいか、そういった資料がありましたら提出をお願いします。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	まず、参加の表明を8社しております。入札にその内参加されたのが6社、予定価格が5,909万円、税抜きでございます。落札率が99.8です。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	今、予定価格が5,900?それじゃあ99.8にはなりませんよね。 〔「税抜き」の声あり〕 税抜き、ああ、そうですか。これは税込。でも99.8ですね。 じゃあ何ですか、それ以外の方はどのくらい差があるんでしょうか、1位と2位の、よその方たちと。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	2番目の方が6,850万です。
議 長	8番 大蔵久徳議員
8 番	一般競争入札というのは公平性を求めるところがあると思います。 今回の落札された業者は99.8、あとは随分離れておると。ここはどういったことが考えられるか教えてください。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	これはあくまで業者の見積もりでございますので、具体的にどうというのが、私のほうでは分かりませんが。
議 長	7番 長澤貞義議員
7 番	落札した南里住建ですが、この会社の経営の健全性とか正当性とかですね、経営状況、これはどういった形で調査か何か行われておりますか。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	経営状況等の調査は行ってはおりません。
議 長	4番 泉 守議員
4 番	先ほどの大蔵議員がご質問をいただいておりますけどもね、こういう入札がね、99.8で入札したということはね、まさにおかしい話です。国でも県でも言ってるけど、99.8とかありえない数字です。話し合わない限りね。こういう業者、お宅たちは知らんかしらんが、業者を集めて話さない限りね、入札価格が99.8とかいうような数字はありえないんですよ。 私もそういう昔はそういう入札にかかわったけどもね、最低20%は引けるんです。おかしいんじゃないですか。違いますか。 それはあなたに聞いても知らんけど、おかしいですよ。こんな99.8とか。どこに聞いてもおかしい、99.8とか、2%の差ですよ。 こんなことをね、入札、絶対僕はありえないと思っています。
議 長	村長
村 長	一般競争入札ということで、こういう形での落札が決まった。99.8ということでございますけれども、過去土木、今災害復旧工事は予定価格を公表しております。そういった中でも99%のところもありますし、過去の予定価格を公表してないところにつきましても、やはり99%みたいなところもあったというのは事実であります。
議 長	9番 伊藤均議員
9 番	この入札の中で工期についてお尋ねしたいんですが、これ先ほど高橋議員のほうか

	<p>ら、今までの入札の経緯の中でずれてきておると。11月の30日というようなことでの工期が決まっておりますが、先ほど、じゃあ南里住建さんが古民家をやったことがあるのかと。それについては分からない、またないということですので、心配するところは、じゃあ工期の中でですね、本来思うものができるのかと。</p> <p>やはりこのものをつくっていかなくやならないのであれば、しっかりとしたですね、工期設定の中で、もうこれは11月ということは、12月にお客さん入れたいなということがあるのかもしれませんが、場所的条件等に付けば寒い中ですから厳しいところもあるのかなと。</p> <p>やはり良いものをつくるために、この工期でできるのかと、しっかりとしたものがですね。その辺りの捉え方はですね、どのように捉えてあるかということについて、お尋ねしたいんですが。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	議員言われるように、冬場凍結とか、そういった問題もあるといったところも加味したところでのですね、工期の設定をしておるところではございます。
議長	9番 伊藤均議員
9番	<p>工期が、先ほど言ったように夏場ですね、夏場過ぎてやった分についても同じ期間なんですよ。</p> <p>そういうところを加味しても、それでやったとこというお答えなんです、実際大丈夫という答えが貰えれば一番いいんですけどね。</p> <p>この工期という11月30日、間違いないものを使って、11月30日で大丈夫ですよと、いうところの確認をしたいんです。</p>
議長	村長
村長	私も建築を専門としてきておりまして、工期6カ月ということでございますので、これは、工期的には妥当かなと思っております。
議長	7番 長澤貞義議員
7番	<p>先ほどの質問の中で経営状況とかは調査はしてないということですが、この会社が入札に参加するにおいて、参加資格というのは、ある程度何か村に決算書とか提出とかいうのは求められるんでしょうかね。</p> <p>なぜこう言ったかと言いますとですね、経営状況がちゃんとしている会社じゃないと、やっぱり建設工事にあたってですね、しっかりしたものが工期までに建てられるかというのは、私は懸念するわけですね。</p> <p>この会社が悪いわけではないんですが、入札をするにあたって、参加するにあたって、その会社の経営の状況とか決算書とか、必ず銀行からお金なんか借りる場合必ず決算書とか求められるわけですね。</p> <p>だから、東峰村の入札に参加する資格を認めるにあたってですね、会社の経営状況とか、それは一つの判断材料として考慮するべきではなかったんじゃないかと、私は思いますが、いかがですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>契約、入札等の受け付けにつきましては総務課でございますので、答弁させていただきます。</p> <p>南里住建さんにつきましては、今回、一般競争入札の実施にあたって、公告のときにですね、入札までに、うちで言ういわゆる指名願いですね、これの要件を満たす書類を揃えることということでですね、今回、総務課のほうに提出をさせていただいております。</p> <p>その中に経営自己審査申請書や技術者名簿等も備えた上で出させていただいて、総務課のほうで受け付けて整理をしているところでございます。</p>

	<p>ちょっと手持ちにその書類がありませんので、経営状況について詳しくは今お話しする分はございませんが、そういう形で書類としてはですね、正式に出ているということでございます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>お伺いいたします。</p> <p>まず、先ほど村長のほうが、3年前からこの計画はあがっているということでございましたが、竹地区の方々にはですね、地元ということでございましていろいろと話はしておるようでございますが。本当に正直言いまして、小石原方面の方はほとんど何ですかそれはというぐらいな話なんですよ。</p> <p>ですから、ほんと説明責任ということを村長もよく言われますけども、そここのところがね、本当に村民の方々に行き渡っているのか、そここのところをやはりですね、してもらわないと、私は今まで何度も言ってきておりますけど、竹地区のところにつくるのであっても、あくまで東峰村の財産でございますので、そここのところはですね、やはり村民全体にやっぱり知らせるべきじゃないかと考えておりますが、そここのところは今までどのような形で説明をなされたのか。</p> <p>村民が、いろいろ話を聞きますと、そんなにこの話を知っている方は本当に少ないんですけど、そのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	村長
村長	<p>村民の皆さんすべてに知っているかということでございますけど、一応広報等にも、それから今年の予算、そういったところにもちゃんと計画等には出しているところでもあります。</p> <p>そういった中で、例えば今回の小石原小学校の改修とか、その他のところにつきましてもやはり全体の方がご承知かという、それは全ての方はご承知ではないと。</p> <p>したがって、よく言われるんですが、やはり村からの配布物、そういったところを全く読んでないで、話を聞いてないというような話がよく聞くわけでございますけれども、そういったところは私どもの説明の仕方、そういったところも今後やはり考えていくべきかなとは思っているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>確かにですね、配布物を読まん、もうちょっと読んでくださいというふうな話にもなるかとは思いますが。でも行政懇談会とか、せつかく村長が計画立てられておりますのでですね、そういったところでもやはり説明はしていただきたいかなと思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>まず、これが建設された後ですね、棚田保全委員会の方々が見えられておるようでございますけども、これを法人化してですね、本当にあの場所で管理運営を行っていただけるのか。</p> <p>そここのところを、やはり保全委員会の方々とのですね、約束事、そういったものをやはり出してもらわないと、口先だけで「つくってくれるならやりましょうか」とか、「これをつくりますからお願いします」と、そういうふうなだけではですね、将来絶対これは無理がいくと思います。</p> <p>やはりこれが竹棚田の保全をするためということで、つくるということになっております。だったら黒字を出さないことには保全をするためのお金は出て来ないわけですよ、当然。</p> <p>ですから、そここのところをですね、本当に黒字を出すためには、やはり竹の保全委員会の方々も本当に覚悟を持ってね、運営とかをやってもらわないといけない、私は考えております。</p> <p>ですからそここのところをですね、もう少し、話し合いをしているということでござ</p>

	<p>いますけれども、確約できるものをやはり取っていただかないと。</p> <p>後で、例えば赤字になったから、もう俺たちは知らんと言われたときにはですね、結局、また今まで私が言ってきたように、村からの税金をつぎ込むことになる、私は考えております。</p> <p>そこのところは、村長はどのように考えておりますか。</p>
議 長	<p>高倉議員、議題以外の質疑になっておりますので、注意をお願いしたいと思います。</p> <p>村長、答弁をお願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>本日も傍聴のほうに、棚田保全委員長をはじめ来ていただいておりますように、竹棚田地区の皆さんにつきましては、この事業については非常に前向きな理解を示していただいております。</p> <p>また、月に2回かな、定期的に会合等は開かせていただいておりますし、そういった意味では、棚田を今後、その月2回程度の打ち合わせはやらせていただいておりますし、棚田の保全委員会の方々、また棚田の住民の皆様方にも、そういった気持ちで協力をしていただくというようなことは言っております。</p> <p>そういった意味では計画をしております法人なりNPO等の立ち上げをやりまして、しっかりとした運営をやっていかなければ、また棚田の方にも迷惑をかけると思っておりますので、そういったところについては、今後しっかりとまた詰めていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>議長にお伺いします。</p>
議 長	<p>議長の質問はありませんので、議案の質疑に徹底してください。</p>
6 番	<p>いや、先ほど議長は言われたでしょ、議題外と。それはどういうことか教えてください。</p>
議 長	<p>議題以外の質問になっておりますので、ご注意を願いますということです。</p> <p>議長の注意を聞いてください。</p> <p>議題は、工事請負契約の締結について、が議題でありますので、先ほどの質問は議題以外にあたっておりますので、注意をいたしました。</p> <p>議長の注意を聞いていただくようお願いをいたします。以上です。</p> <p>(「馬鹿じゃない。」の声あり)</p>
議 長	<p>「馬鹿じゃない」という発言は、議場の中の侮辱ですよ。</p> <p>「馬鹿じゃない」という言葉は、議場内の侮辱ですよ、それは。注意をしてください、高倉議員。</p> <p>他に、質問はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4 番	<p>私は、20号議案につきましては、先ほどからいろいろお話をいただいております。しかしながらですね、私はここに来て初めてこういう議案を、来て聞くわけですが、もっとやっぱり議員なりね、もっと認識を高めるために、やっぱり研修をしていかなきゃならんという立場で、20号議案に反対をします。</p>
議 長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p>

	採決します。 議案第20号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成少数。 よって、本案は、否決されました。
日程第7	
議長	日程第7 議案第21号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長
建設水道課長	6ページ目をお願いいたします。 議案第21号「工事請負契約の締結について」 竹布川河川災害復旧工事(第89号、第309号、第492号、第521号)について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 令和元年5月31日提出、東峰村長名でございます。 契約の目的 竹布川河川災害復旧工事(第89号、第309号、第492号、第521号) 契約の方法 指名競争入札 契約の金額 1億3,200万円 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井950番地の1 熊川工業株式会社 東峰村営業所でございます。 工期 令和2年3月25日 工事の場所 朝倉郡東峰村大字福井地内 工事の概要 工事長(竹布川266.4m、上戸有川80m、辻・笹尾線笹尾橋8.8m)でございます。以上です。
議長	災害対策室長
災害対策室長	補足説明を重ねてさせていただきます。 お手元に配布の位置図を付したものをご覧いただきたいと思っております。 ただ今、建設水道課長ご提案のとおり、4カ所の案件でございます。笹尾橋、竹布川が2カ所と上戸有川ということでございます。 1ページめくっていただきます。 こちら表題に「第89号全体計画平面図」というふうに書いております。 こちらは位置的には、辻地区の入り口に久保田橋というものがございます。その横に隣接するところの竹布川、これが竹布川の最下流部の復旧箇所となります。それから右側に、竹布地区に延びていくわけでございます。ここの箇所は121.0m。 もう1枚めくっていただきますと、今度は橋梁の一般図というふうに書いてあります。これは橋梁のですね、橋長8.8m、幅員は3.3mのものでございます。辻・笹尾線の橋梁でございます。 もう1ページめくっていただきますと、この色塗りをしております左下の部分が、今、橋梁の護岸工事の部分から右側に竹布集落に延びていく箇所でございます。ここは146.4m。 最後に、もう1ページめくっていただきますと、この竹布川の本流から支線というような形になります。上戸有川とございまして、こちらは現在治山工事が行われておりまして、県の農林の事業でございまして、2基の治山谷止工がございまして、こちら

	<p>は9月末までの工期というふうに聞いております。その下流から竹布川までの区間80mの工事長というふうになっております。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第21号「工事請負契約の締結について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑は。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	<p>先ほど課長の説明をしましたがね、1億3,200万ですかね。この数字はですね、これもどのように2番、3番というのは、工事契約のね、入札の結果はどういうふうな、これも99%とか99.2とかなっているんじゃないですか、と思いますので、それをご説明ください。</p>
議長	<p>災害対策室長</p>
災害対策室長	<p>こちらにつきましては、公共工事の単価、歩掛りを使いまして、公共工事によりまず設計となっております。</p> <p>予定価格は、これは税抜きの比較額ですね、予定価格は1億2,035万6千円となっております。</p> <p>上程させていただいておりますように、契約額が1億2,000万、これは税抜きでございますので、1億2,000万が比較額となりまして、こちら99.7%というふうになっております。こちらにつきましては、先ほど前段申し上げましたように、公共工事の歩掛りと単価を使っております。</p> <p>こちらは一般市販のそうした資料を使い、歩掛りのですね、試算をしますと、大体これに近い金額が出てくるかと思えます。</p> <p>それから、この災害復旧工事に関しましては、事前に予定価格を公表しております。この予定価格だけの公表ですと、本当に積算がなされているのか、きちんと見積もりを取っての応札なのかということになりますので、事前に金額を抜いた仕様書を配布しておりますので、その配布した仕様書に基づいて、金額がきちんと積み上げているものを確認した上で、入札価格の確認を行っておりますので、こうしたものになっております。</p> <p>ちなみにもう少し概要を申し上げますと、村内の10社に指名をかけまして、応札されたのが2社と。それから、熊川工業の2番目は1億2,035万円でございます。</p>
議長	<p>4番 泉 守議員</p>
4番	<p>この件についてもね、以前はですね、70%ぐらいに切ってから落として、東峰村にね、70%ぐらいで切った例はたくさんあると思います。</p> <p>やっぱりこういうのはですね、話し合っただけ、それはあなたたちに言うわけじゃないですよ。業者がね、やっぱり数字を知ってる。これは1億2,350あれにですね、1億3,200万円ぐらいに落とした。ほぼ微々たるものですよ。これはね、いくら見積もり取ってもやらないんですよ。</p> <p>だから、そういうことに来て、全部ね、そういうのが私はね、おかしいんじゃないかと。やっぱ取らな困るけどね、取ってもらわな困るけど、ほとんどね、数字はもう分かっている、向こう、業者は知ってる。</p> <p>そうせな、いくら計算しても出てこないんですよ、こんな数字は、ね。</p> <p>私も土方のあれしよったけどね、やっぱり話し合っただけ、ね、やらなきゃできない問題もあるわけです。</p> <p>しかしね、この数字をね、やっぱりこがしこいかに落としてくださいというのは、</p>

	<p>やっぱり教えとるじゃないかと、分かってるわけですよ、もう。</p> <p>だから、ここ辺りについて、十分やっぱりせんと、今、テレビやらでよくやってますね。この入札、よそに減額してから話し合っ、やっぱりだいぶん警察やら捕まったところもありますけどね。</p> <p>ここはそうはなっておりませんが、このくらいの数字の違いならね、もう分かっての、今度はあんたが行きなさい、今度は私が行きますよというのはね、もう明らかじゃないですか、こういう数字見てね、と私は思います。これに何かありますかね。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほど災害対策室長からの説明もありましたように、災害復旧工事に関しましては、予定価格を公表しております。</p> <p>したがって、予定価格がどのくらいであったかというのはありまして、先ほど言いましたように、99.7%ということでございますので、予定価格を公表して入札をやっているというところになります。</p> <p>それから、あと歩切の話はですね、これは国交省からの省令か政令か分かりませんが、今は切っちゃいかんということになっておりますので、積算をした金額が予定価格という形になるということが現状であります。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	先ほども言うように、この21号議案については反対を行います。
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第21号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
休憩	
議長	<p>10時50分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時37分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時50分)</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>先ほどのですね、議案20号の工事請負契約について、これは金額のことでしたが、私にはちょっと質問の趣旨が少しずれていたかなと、私の認識不足でございましたので、ここに訂正して陳謝いたします。</p> <p>それと、私がちょっと独り言を言ったことに対して、皆様に不快な気分させたことを改めて謝罪いたします。申し訳ありませんでした。</p>
日程第8	
議長	日程第8 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」

	<p>補足説明を担当課長に求めます。 住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>7ページをお願いいたします。 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和元年5月31日、東峰村長名でございます。 8ページをお願いいたします。 東峰村専決処分第3号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 平成31年3月29日、東峰村長名でございます。 理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として平成31年4月1日（地方税法施行規則等の一部を改正する省令は同年10月1日）から施行することに伴い、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事項について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。 改正の内容につきましては、いずれも法律並びに政令等の改正に基づいて改正となりますが、第1条からの東峰村税条例新旧対照表に基づき、主なものについて説明をさせていただきます。 9ページをお願いいたします。 第34条の7、寄附金税額控除につきましては、特別税控除額の措置対象特別控除対象寄附金とする改正とするもので、平成31年6月1日からの施行となります。 10ページをお願いいたします。 附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金特別控除に係る特定取得をした場合の控除期間の拡大と住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止について改正をするものでございます。 11ページをお願いいたします。 附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例につきましては、法第314条の7の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。 附則第9条、個人の住民税の寄附金税控除に係る申告の特例につきましては、申告特例の対象を、特定控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものでございます。 12ページをお願いいたします。 附則第9条の2につきましては、特別控除対象寄附金を支出し、申告特例通知が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとするものの改正を行うもので、いずれも平成31年6月1日から施行となっております。 13ページをお願いいたします。 附則第10条2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法律改正に伴い改正を行うものでございます。 15ページをお願いいたします。 附則第10条の3の6号、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法規定の新設に合わせて新設を行うもので、また、同条の第3の7項から13項につきましては、政令改正等に合わせて改</p>

正し、条例の項ずれによる改正を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

附則第10条の4、平成29年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、法規定の新設により改正を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、軽自動車のグリーン化特例について3段階で改正をするもので、第1条の改正では、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過を削除するもので、平成31年4月から施行するものでございます。

また、29ページの2条の附則第16条につきましては、重課の規定の整備を行い、平成32年度及び平成33年度の経過を新設するもので、平成31年10月から施行するものでございます。

それと33ページをお願いいたします。

3条の分で、附則の第16条につきましては、平成34年度分及び平成35年度分の経過を対象とし、電気自動車等に限った上で新設されるもので、平成33年4月1日から施行するものでございます。

23ページをお願いいたします。

23ページです。今のが33ページで軽自動車の分ですね。附則の第16条の分を3つ、第1条、第3条の改正でしております。

23ページの第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例につきましては、軽自動車の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い3段階で改正するもので、32ページの分と33ページの3条の附則第16条につきましては、規定の整備によるもので、平成31年4月1日から平成33年4月1日からの施行となります。

31ページの分をお願いいたします。

第16条の2につきましては、法改正に伴い新設されるもので、平成31年10月1日からの施行となります。

25ページをお願いいたします。

36条の2、住民税の申告につきましては、法律改正に伴い申告書記載事項の簡素化を行うものでございます。

36条3の2、個人の住民税に係る給与所得の扶養親族と申請書につきましては、単身児童扶養の扶養親族申告書、給与の分の記載事項への追加改正を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。

第36条の3の3、個人の住民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申請書につきましては、単独児童扶養者の扶養親族申告書、年金の記載事項への追加改正となります。

27ページをお願いいたします。

第36条の4、住民税に係る申告に関する科料につきましては、第36条の2の改正に伴う規定の整備を行うもので、いずれも平成32年1月1日より施行されるものでございます。

28ページをお願いいたします。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、非課税とする人事的な軽減の規定を新設するものでございます。

附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、附則第15条の2を新設したことによる条ずれと、法改正に伴い環境性能割の賦

	<p>課徴収の特例を新設するものでございます。</p> <p>29ページをお願いいたします。</p> <p>附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、法律の改正に伴い、税率を1%減とする人事的な軽減の規定を新設するもので、いずれも平成31年10月1日から施行するものでございます。</p> <p>32ページをお願いいたします。</p> <p>24条、個人の住民税の非課税の範囲につきましては、単身児童扶養者の非課税措置への追加改正を行うもので、平成33年1月1日から施行するものでございます。</p> <p>34ページをお願いいたします。</p> <p>第1条の2につきましては、規定の整備による改正でございます。</p> <p>36ページをお願いいたします。</p> <p>第1条につきましては法律改正に合わせた改正で、第13項から第16項までにつきましては、内国法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他理由により災害情報処理組織を使用することが困難であると認められた場合、猶予措置について改正と規定の整備を行うものでございます。</p> <p>39ページをお願いいたします。</p> <p>附則第1条及び、40ページの附則第2条につきましては、法改正に伴う改正を行うものでございます。</p> <p>以上が、今回専決処分いたしました東峰村税条例一部改正の主なものとなります。</p> <p>また、平成31年3月29日の専決処分のため、平成31年5月1日以降の施行日につきましては、元号を令和に読み替えて施行するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>

保健福祉課長	<p>44ページをお願いいたします。</p> <p>承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>令和元年5月31日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>次の45ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第4号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成31年3月29日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>次の46ページにはですね、今回の専決処分させていただきました条例の新旧対照表を付けさせていただいております。</p> <p>46ページには変わっておりませんが、課税額ということで、そちらの条文は変更ございませんが、次の47ページをお願いしたいと思います。</p> <p>こちらにですね、第2条の第2項でございますけれども、前項第1項からの条文のところで、3行目からのただし書きのところでございますけれども、ただし、この基礎課税額等の当該合算額が、現行では58万円を超える場合においては、基礎課税額は58万円とするとございますが、こちらが今回の改正により、合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は61万円とするというところで、3万円の引き上げがっております。</p> <p>続きまして、次の国民保険税の税額、第23条でございますけれども、こちらにつきましても、先ほどと同等に、アとかイの項目は今回省略いたしておりますが、その減額して得た額に対しまして、カッコ書きのところでございますが、こちらも58万円から61万円に、3万円引き上げるという改正でございます。</p> <p>下から4行目でございます。第23条第1項の2号です。</p> <p>法第703条の5からの条文でございますけれども、アンダーライン部分でございますが、28万円を加算した金額ということで、現行では27万5千円でございますけれども、この部分を28万円に引き上げるということです。</p> <p>具体的に申し上げますと、国保の部分につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定ということで、28万円に引き上げるということでございます。</p> <p>続きまして、次の第3号でございますが、同じくそのアンダーライン部分でございますけれども、現行制度では50万円を51万円に引き上げますという改正です。</p> <p>こちらにつきましては、先ほどと一緒にございますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる課税額が51万円に、1万円引き上げるという改正になっております。</p> <p>48ページで、そのままでございますが、附則として、施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>適用区分、2、改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、ということの改正になります。以上でございます。</p>
--------	---

議長	これより質疑、討論、採決を行います。 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」 質疑を行います。 4番 泉 守議員
4番	承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）ですね。 この専決処分というのはね、執行部がそれぞれ忙しいから専決処分で行っているけど、どんどん、どんどん最近は専決処分が多くなっているんですよ。 だからやっぱり必要ごとにね、議会があればですね、それに合わせてやっぱり出さんと、パラパラパラパラ言われてしまって、ああ採決、ああいいですか、承認してくださいと言うたって、そう変わってはないと思いますけどもね、やはり一通り目を通すというようなことは、我々必要であろうと思います。 そういう面からね、専決処分は少なくなるとならいいけど、多くなってきたらと思いますので、そういう面についてどうですか、担当課長。
議長	総務課長
総務課長	専決処分とは、制度上の話になりますので、今回村税条例並びに国民健康保険税条例の専決処分を行わせていただいたところでございます。 これについては、年度改正という国のほうで法律が改正され、いつも通常国会の中で決まっていくという部分がございます、この部分については専決処分させていただくことについては、ご了解というかですね、ご理解をいただきたいと思っております。 他の案件につきましては、極力通常の議会のほうにですね、また、臨時議会等の調整を行うというのが大前提ではございますが、どうしてもできない部分等については、やはりご了解をいただいた上で、きちんと説明をしながらですね、事務等については進めさせていただきたいというふうに思っております。
議長	4番 泉 守議員
4番	承認だから、国からこうして来とるから承認でいいわと、いう考え方はいけないわけです。やはりすべてね、これは議会に出して、議会の承認を得るということは建前なんですよ。 だからぜひともね、専決処分を絶対するなということはない。少なくね、少なくするようにしてくださいと、僕は言っているんです。 いいですか。
議長	総務課長
総務課長	議員さんのご意見、貴重なご意見ということで、今後ですね、きちんと踏まえて執行させていただきたいと思っております。
議長	他にありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」 これから討論を行います。 反対討論はありませんか。 4番 泉 守議員
4番	承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）につきましては、反対を行います。
議長	賛成討論はありませんか。 （賛成討論なし）
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決を行います。

	承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
日程第10	
議長	日程第10 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長
建設水道課長	<p>49ページ目をお願いいたします。 承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めものでございます。 令和元年5月31日提出、東峰村長名でございます。 50ページ目をお願いします。 東峰村専決第5号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)を専決処分する。 令和元年5月22日、東峰村長名でございます。 理由、平成30年度東峰村簡易水道事業特別会計における国庫補助金の交付額確定により予算不足が生じたため、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。 51ページ目をお願いいたします。 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号) 元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」の名称を「令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。 令和元年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,481万7千円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和元年5月22日提出、東峰村長名でございます。 52ページ目をお願いします。 第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 雑収入、1項雑収入、補正前の額3千円、補正額2,930万円、トータル2,930万3千円。 歳入合計、1億1,551万7千円、トータル1億4,481万7千円。 53ページ目をお願いします。 歳出でございます。 前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額2,930万円、トータル2,930万円。 歳出合計1億1,551万7千円、トータル1億4,481万7千円でございます。</p>

	<p>54ページ目以降の事項別明細書のほうで詳細説明いたします。</p> <p>56ページ目をお願いいたします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>4款雑収入、補正前の額3千円、補正額2,930万円。</p> <p>雑収入として、歳入欠かん補填収入として2,930万円を見込んでおります。</p> <p>こちらにつきましては、平成29年九州北部豪雨におきまして、被災した村内水道関連施設につきましては、供給配管施設や災害復旧工事に関連して必要となる仮設切り回し工事等を行っているところでございますが、平成30年度国庫補助金の交付額確定に伴い、復旧関連工事に必要な予算の不足が生じたことから、必要不足額2,930万円を歳入欠かん補填収入として計上するものでございます。</p> <p>57ページ目をお願いします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>5款前年度繰上充用金、補正額2,930万円。</p> <p>補正額の財源内訳、一般財源、前年度繰上充用金としまして2,930万円計上しております。</p> <p>先ほど泉議員からもご指摘いただきましたけども、工事の精算変更の時期並びに補助額の確定が4月に入ってからでございますので、概数の確認と言いますか、そこがつかめなかったものですから、今回専決処分させていただきたく願っているところでございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	<p>50ページですね。</p> <p>この理由にね、予算不足が生じた、議会の招集がですね、できなかったと、できないことが明らかであることを認め専決処分を行ったと、こう書いてあるんですね。</p> <p>どういうふうなことで、これは発生して議会開かれんやったか、説明をお願いします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>工事の精算額の詰めと言いますか、そちらもございましたし、また、4月に入ってから補助金の確定額が行われましたので、それに基づいてうちの予算の内訳と言いますか、その総枠を見たところ不足額があると、不足が出てきているということが判明いたしました。</p> <p>本来であれば3月の補正予算審議、また、若しくは4月、5月からのですね、先ほどご指摘のとおりですね、予算審議を賜って認めてもらうところであろうかと、私も思いますけども、今後このようなことがないようにですね、努めてまいりたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>国庫補助の部分で不足と言いますか、出なかった部分があるということなんですが、災害復旧事業ということでよろしいのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	はい、水道債の被災した箇所の災害復旧に関連するものでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>水道事業の予算から言うと、この3,000万近くというのは結構大きな額になるかと思えます。</p>

	根本的に1カ所であったり、額がもう3,000万近くにわたって認められなかったという箇所があったのでしょうか。
議長	災害対策室長
災害対策室長	箇所ごとに補助対象とならない部分が発生したということではなく、各所におきまして補助の採択要件に乗らない部分を、本来はそこを把握すべきところでしたが、災害復旧事業として、すべてみなされるという認識のもとに執行しております。不要な工事を行ったことはございませんし、補助の対象となるというふうな認識に立ったところで執行してきたところでございます。
議長	4番 泉 守議員
4番	先ほども言うようにね、議会を開かれることはできなかったと言うけどね、これね、こげん全部、担当課長全部寄せて議会を開けと言うんじゃないけどね、担当部は担当部ね、村長はもちろんでしょけどね、全部の担当課長寄せて議会を開くというのは困難です。 水道課長なら水道課長、他の議案ならその議案を審議することについてはですね、やぶさかでない。そんなに議会が開かれんと、こういった現況ね、議会も全員、執行部も全員という議会はですね、定例議会とかそういうね、6月のそういったものはありますけどね、ただただ単にね、担当課長と村長、副村長と関係者だけ集めてやればですね、できることなんです、やれると思います。 なかなかね、こういう形でバラバラっと出したほうがね、質問もしにくいんですよ。1つに限らずですね。分からんごとになってしまうんです、我々はあなたたちのごと専門家じゃないけんね。 だからそういうことをね、やる考え方はありませんか。
議長	村長
村長	泉議員からのご提案に対してですね、再度全協のほうで審議をさせていただきます。そういった形で、何になるんでしょうか、臨時議会になるんでしょうかね、そういうところであればですね、また、議員の皆さん方にもきちっとしたご説明等も、さらに深くできるのではないかと考えておりますので、今後また検討させていただきます。
議長	他にありませんか。 5番 高橋弘展議員
5番	国庫補助事業でありますので、おそらく査定を受けてその金額というのが確定されているものかと思えます。 その中で、査定を受けるにあたっては概略の設計というかやった部分から、変わる部分が結構出た上でのその額が認められなかった部分があるのかというのが、まず1点と。 あと、先ほどの災害室長の話であると、数点、数箇所からこの積算金額と言いますか、3,000万近くの額が出ているということであるので、ある程度見込まれていた査定で下りるような、積算部分が一貫して認められなかったような部分があったのかどうか、お尋ねします。
議長	災害対策室長
災害対策室長	まず前段のご質問の件でございますが。 当初査定額といたしまして、30年度1億300万を当初予算として計上させていただいておりました。これには補助対象額となるものが8,300万円で、補助額が5,500万円ということで当初予算を計上させていただきました。 失礼しました。今のはちょっと訂正させていただきます。 当初予算1億2,000万に対して6,300万程度を予算として計上させていただいておりましたところ、補助額が5,500万です。すみません、逆転して説明し

	<p>ておりますが、補助金額6,300万に対して5,500万の補助金ということでございます。</p> <p>これに関しましては、当然配管の延長と、それから工法の一部変更等は、軽微な変更等は当然あるかと思います。</p> <p>今の当初の査定によってですね、補助対象となるものは国のほうより認可をいただいて、その工種を発注しております。</p> <p>そのもの自体が対象とならなかったという箇所はなく、延長だとかその範囲を超えているものというようなご認識でお願いしたいと思います。</p> <p>もう少し詳しい資料、本日配布できれば良かったんですけども、認識といたしましては、その補助対象外となるものが年度末の審査によって、その延長若しくはその規模がですね、確定するというもので、こうした専決処分を取らざるを得なかったという点がございます。</p> <p>もう少し慎重に把握して執行すれば、こういった多額の補正ということはなかったかもしれませんが、補助の対象となる必要な工事として進めておるところでございました。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）については、反対を行います。
議長	賛成討論はありませんか。 （賛成討論なし）
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>令和元年5月31日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>59ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第6号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）を専決処分する。</p> <p>令和元年5月27日、東峰村長名でございます。</p>

理由といたしまして、平成30年度東峰村国民健康保険事業特別会計における一般被保険者療養給付費の突発的な費用負担により、予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

60ページをお願いいたします。

令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」の名称を「令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,275万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月27日提出、東峰村長名でございます。

61ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

12款、諸収入、4項雑入、補正前の額1千円、補正額284万3千円、計284万4千円。

歳入合計、補正前の額3億1,990万7千円、補正額は284万3千円です。計の3億2,275万円。

62ページ、次のページをお願いいたします。

歳出、11款、前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、補正前の額0、補正額284万3千円、計が284万3千円です。

合計につきましては、補正前の額が3億1,990万7千円、補正額は284万3千円、計の3億2,275万円です。

次の63ページをお願いいたします。

こちらの歳入歳出補正予算事項別明細書ということで、詳しいことはですね、65ページをお願いしたいと思います。

2、歳入、12款4項13目歳入欠かん補填収入、補正前の額0、補正額284万3千円、計の284万3千円でございます。

1節歳入欠かん補填収入284万3千円です。

計につきましては、補正前の額が1千円、補正額284万3千円、計の284万4千円でございます。

次の66ページをお願いいたします。

歳出です。

11款1項1目前年度繰上充用金ということで、補正前の額0、補正額284万3千円、財源内訳といたしましては、一般財源全額です。

22節補償、補填及び賠償金ということで、前年度繰上充用金を284万3千円となっております。

理由といたしましては、この療養費ですね、これが、2月診療分が4月に請求がまいります。その結果を受けてお支払いをするわけですけれども、5月まではいろいろ県の支出金とか国民健康保険税とかいろんな収入が5月までは会計年度上はありま

	<p>す。出納閉鎖まではですね。</p> <p>その辺りを考慮して、支出も行うわけでございますけれども、やっぱりどうしても2月診療の4月請求でいろいろ精査する部分もございまして、最終的に5月の中旬ぐらいまで補助金等も入ってまいります。</p> <p>その比較をいたしまして、お金がどうしても今回、療養費を2月分が大きく出ておりましたので、その部分がどうしても不足いたしましたので、今回専決処分とさせていただきます。</p> <p>臨時議会があるということで、一定調整はいろいろお伺いいたしておりましたが、もう31日ということでございましたので、ちょっと会計上ですね、どうしても出納閉鎖が本日ですので難しいということで、先に専決処分をさせていただいて、今回議案として出させていただいたところでございます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>ちょっと自分、この歳入欠かん補填収入というものが、仕組み上ちょっと分かりにくい部分がありますので、その説明をお願いしてよろしいでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>基本的にはですね、会計、その会計、一般会計なら一般会計、国保会計なら国保会計で歳出歳入が当然合うべきところでありまして、今回、実際国保会計におきましては、年度途中なら一般会計からの繰入金とか、いう形でさせていただいておったと思います。</p> <p>ところが、まだ年が始まったばかりで、基本的に30年度予算でございまして、一般会計からの繰入は当然できません。もう予算が完結してまますので。</p> <p>ですので、国保会計の中で運用していくためには翌年度から繰上充当しかないわけですけれども、最終的に来年度決算を見て、それが一般会計からの繰入金、もし赤字が出た場合はですね、それがなるのか、それとも一般会計からの繰入金になるのかどうかというのはございますけれども、それが今年度のやっぱり3月ぐらいまでならない決算状況は分かってまいりませんので、とにかく今の段階ではこういった名目ではございますが、最終的にどういう形になるか分かりませんが、今の段階で予算編成上できる項目というのは、この項目というふうに聞いております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この歳入欠かん補填収入という歳入自体がどこからお金が出る、その流れをもう少し噛み砕いていただければ。歳入の部分は前年度繰上充入金ということで、前年度に繰上充用されるということは読んで分かる部分なんですけど、この歳入欠かん補填収入という部分がどこから来るお金なのかという部分を、ご説明いただければよろしいでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この件に関しましては、単純に単年度会計で村が行っている限り、赤字で決算を迎えることはできないということで、最終的な手段として繰上充用という制度がございます。</p> <p>繰上充用金を設定するにあたって、先ほどの歳入欠かん補填収入の財源の質問をされたと思いますが、この項目で上がっているということについては、まだ財源について確たるものが、この31年度会計上ではまだないということになります。</p> <p>それについて31年度中に、例えば国民健康保険であれば保険税が最終的に31年</p>

	<p>度に黒字で迎えられるのであれば保険税を充てるとか、また事業会計であれば他から借入金をして歳入を補填するとかですね、そういうやり繰りを31年度に行うということで、いずれにしても5月31日までに繰上充用の事務手続きを完了しなければいけませんので、今回は歳入欠かん補填収入という名目で、明細としてですね、予算を計上させていただいているものでございます。</p> <p>これについてはこの時点で、先ほど住民税務課長の説明にもありましたが、一般会計の繰り出しをするとか保険料で賄うとかいう部分が、ちょっと確定していないということで、この費目をあげているということでご理解いただきたいと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう1点だけお尋ねしたいんですけども。</p> <p>本年の3月定例会の補正予算において、平成30年度のこの歳出、一般被保険者療養給付費のほうは200万補正で減額されている中で、今回284万不足ということになってしまったのは、予想以上の2月の療養費が出たということによろしいんでしょうか。</p> <p>というのと、出納閉鎖ということでは5月31日ということで、この補正の額でもう確定というか、3月分の療養給付費のほうを加味した部分で大丈夫ということですね、足りるということによろしいんでしょうか。2点、ご質問させていただきます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>まず1点目ですけども、確かにですね、今年の3月200万円減額補正をさせていただいております。</p> <p>この時点でおそらく見込みとして、年間のその補助というのは3月から2月というふうになっております。3月分は5月請求で6月支払いになりますので、次年度になりますので、その時点においてはあと1カ月分ということが減額をしたんだろうとは思いますが。</p> <p>ところが、金額的に申し上げますと、それまでは1,500万前後で療養給付費ということで請求が上がってましたけども、2月が2,500万、600万ほどですね、診療費が要って、その請求が4月に来たわけなんです。</p> <p>その関係で、若干200万3月に補正していたようにございますけれども、ちょっとその200万があっても足りないような状況という結果を、今が出てるということで、今回284万3千円どうしても不足しますので、その分の増額をさせていただいたということでございます。</p>
議長	<p>他に、質疑はありますか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず反対討論はありませんか。</p> <p>4番 泉 守議員</p>
4番	承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）については、反対を行います。
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>（賛成討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第9号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

議 長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。 これを許可します。 村長
村 長	閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。 本日は、令和元年第3回東峰村議会臨時会を開催し、慎重なるご審議を賜り、提案いたしました古民家ゲストハウス建築工事を除き、ご可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。 田植えの時期が最盛期となっております。そういった中で、先の民陶むら祭も本年も多くの方で賑わいました。6月1日には恒例のほたる祭り、6月4日には棚田の火祭りが予定されております。そういった面におかれまして、一段と厳しさを迎える時期となりますので、議員各位におかれましても健康に十分留意され、ますますのご活躍をいただきますようご祈念を申し上げたいと思っております。 閉会にあたりまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。
議 長	これをもちまして、令和元年第3回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (11時56分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 議 員 議 員